

# 女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める請願

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

## 〔請願趣旨〕

女性差別撤廃条約選択議定書は、条約締約国の個人または集団が条約に定められた権利の侵害を女性差別撤廃委員会に直接通報する権限を認め、国連が通報に基づく調査・審査を行い、通報のあった当事者・政府に「意見」「勧告」を送付するという内容です。同条約の実効性を高めるために1999年の国連総会で採択され、2018年8月現在、締約国189カ国中109カ国が批准しています。日本はいまだに批准していません。

女性差別撤廃条約の締約国は、「女性に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意」しています。国連が定めた国際的な基準の適用を積極的に国内ですすめることが、締約国である日本政府の役割であることは明らかです。女性差別撤廃委員会は日本に対し、同条約選択議定書の批准を再三勧告しています。

第4次男女共同参画基本計画は、「女子差別撤廃条約の積極的遵守等に努める」「女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期批准について真剣に検討をすすめる」としています。政府はこの計画にのっとり、すみやかに選択議定書を批准すべきです。

以上の理由から、下記の項目を強く要望します。

## 〔請願事項〕 女性差別撤廃条約選択議定書をすみやかに批准すること

氏 名	住 所

日本婦人団体連合会 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-11-9-303  
取り扱い団体( )

# 民法・戸籍法の差別的規定の廃止・法改正を求める請願

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

## 〔請願趣旨〕

現民法では夫婦別姓での婚姻が認められないため、望まぬ改姓、事実婚、通称使用などによる不利益・不都合を強いられる人が多数存在します。婚姻の際、実際には96%が夫の姓になっているのは間接的な女性差別であり、夫婦同姓の強制は、両性の平等と基本的人権を掲げた憲法に反します。民法を改正し、別姓を望む夫婦にはその選択を認める「選択的夫婦別姓制度」を実現すべきです。

「100日を超える女性の再婚禁止期間は違憲」とする最高裁判決（2015年12月）を受け、再婚禁止期間を6カ月から100日に短縮する民法一部改正が実施されました。再婚禁止期間は、再婚後の子の父親の推定重複を避けるためとされますが、実態にそぐわない推定規定のために多くの無戸籍児が生じています。父親の確定は現在DNA鑑定で可能であり、女性の再婚禁止期間は不要であり廃止すべきです。

2013年には民法の婚外子相続差別が廃止されました。しかし戸籍法には、出生届に婚姻による子どもかどうかの記載を義務付ける規定が残っており、この規定も廃止すべきです。

国連女性差別撤廃委員会は2009年、民法及び戸籍法における差別的規定の廃止を日本政府に勧告、2016年3月にはこの勧告を遅滞なく実施するよう再度強く求めています。国際自由権規約委員会、国連子どもの権利委員会、国連人権理事会も同様の勧告を繰り返しており、日本政府は自ら加入する国際人権条約実施の意思を問われているといえます。

第4次男女共同参画基本計画は、「家族に関する法制について、家族形態の変化、ライフスタイルの多様化・女子差別撤廃委員会の最終見解等も考慮し・司法の判断も踏まえ、検討をすすめる」としています。以上の理由から、下記の項目を強く要望します。

## 〔請願事項〕 民法・戸籍法の差別的規定の廃止・法改正を行うこと

氏名	住所

日本婦人団体連合会 〒115-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-11-9-303  
取り扱い団体( )

## 「慰安婦」問題の解決を求める請願

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

### 〔請願趣旨〕

「慰安婦」問題は、第2次世界大戦時の日本軍による女性の人権侵害として、日本が解決を迫られている問題です。被害者は高齢化し、「生きている間に解決を」という悲痛な訴えは日々切実さを増しています。

政府は「解決済み」として法的責任を拒否してきましたが、国連人権機関やILOから再三「慰安婦」問題の解決を促す勧告を受けています。2016年3月には国連女性差別撤廃委員会から、政府は被害者の救済への権利を認め、すべての被害者への救済と被害回復措置を提供するよう、再度勧告されました。

2015年12月の「慰安婦」問題に関する「日韓合意」で、日本政府は「責任を痛感している」と国家の責任を明確に認め、お詫びと反省の意を示しました。政府は、被害女性が強制的に「慰安婦」にされ重大な人権侵害が行われた事実を認め、「慰安婦問題はなかった」等の発言や報道には明確に反駁することが求められます。そして、公式謝罪、国家賠償などにより、被害者の人権回復を行うこと、教科書への記述を復活して次世代への正しい歴史教育を行う責任があります。

以上の理由から、下記の項目を強く要望します。

### 〔請願事項〕 被害者への公式謝罪、賠償、次世代教育など「慰安婦」問題の解決を行うこと

氏 名	住 所

日本婦人団体連合会 〒115-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 4-11-9-303

取り扱い団体( )

## 所得税法第56条の廃止を求める請願

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

### 〔請願趣旨〕

中小業者の営業は、家族全体の労働によって支えられています。しかし日本の税制は、所得税法第56条「事業主の配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」（条文趣旨）により、家族従業者の働き分（自家労賃）を必要経費として認めていません。

家族従業者の働き分は事業主の所得となり、配偶者86万円、配偶者以外の家族50万円が控除されるのみで、これは最低賃金にも達しない額です。このことにより、家族従業者は社会保障や行政手続きなどの面で不利益を受けています。

政府は「青色申告にすれば給料を経費にできる」（所得税法第57条）と言いますが、これは税務署長への届け出と記帳義務などの条件付きであり、申告の仕方によって納税者を差別するものです。しかも、2014年からすべての中小業者に記帳が義務化されたので、所得税法第57条による差別は認められません。

家族従業者の人権を認めない所得税法第56条の廃止を求める意見書は、全国500以上の自治体で採択されています。第4次男女共同参画基本計画は、「女性が家族従業者として果たしている役割が適切に評価されるよう、税制等の各種制度の在り方を検討する」と明記しています。世界の主要国では家族従業者の働き分を必要経費と認めています。国連女性差別撤廃委員会は2016年、「所得税法第56条が家族従業女性の経済的自立を妨げていること」を懸念し、「所得税法の見直し」を日本政府に勧告しました。

以上の理由から、下記の項目を強く要望します。

### 〔請願事項〕 所得税法第56条を廃止すること

氏 名	住 所

日本婦人団体連合会 〒115-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 4-11-9-303

取り扱い団体（ ）